

平成 25 年度税制改正に関する要望

平成 24 年 9 月 14 日
一般社団法人 日本化学工業協会
会長 高橋 恭平

わが国経済は、東日本大震災からの復興需要に下支えされていくと見込まれる一方で、ギリシャの財政破綻に端を発した欧州債務危機による世界経済の低迷が、大きなリスク要因となっています。

さらに、原子力発電所の事故を受け、地球環境、資源、エネルギーなどのエネルギー・環境問題が、将来の大きな懸念材料として顕在化しており、国を挙げてこれらの課題の解決に戦略的に取り組む必要があります。

化学業界では、世界のイノベーションを先導するリーディングインダストリーとして、新しい成長分野を切り開き、国内設備投資の拡大、雇用をはじめとする社会的責任を果たしていく所存です。そのためには、事業環境を海外とイコールフットイングとするとともに、各企業に成長への活力を与えるべく、下記事項を平成 25 年度税制改正に対して要望いたしますので、宜しくご高配の程お願い申し上げます。

記

重点要望項目

1. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

地球温暖化対策税は、負担増だけの先行実施となったが、税は本来国の政策と一体であるべきものであり、新たに今夏に決定されるエネルギー環境政策と整合すべきである。健全な経済成長を阻害し、国民生活や雇用に甚大な影響を及ぼす温暖化対策税を抜本的に見直し、廃止あるいは段階的な引き上げを凍結すべきである。

2. 研究開発促進税制の拡充

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除における総額型の控除上限は、平成 21 年度分より経済対策として、一旦 20%から 30%に引き上げられたが、平成 24 年度税制改正により 20%に戻された。研究開発の活性化によるイノベーションの促進は、わが国産業の国際競争力の維持、創出には不可欠であり、控除上限の 30%への再引き上げと控除限度額の超過部分の 3 年間への繰越期限延長を要望する。

また特別控除の上乗せ措置（増加型・高水準型）については、平成 24 年度税制

改正により、適用期限が2年間延長されたが、わが国経済における将来の成長力の強化を図るため、安定的かつ永続的な制度として位置付けるべく恒久化を要望する。

3. 石油化学製品製造用の石油製品（ナフサ等）を始めとする製造用原料に対する揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化

輸入石油化学原料等に対する石油石炭税の免税措置は、平成24年度税制改正により、租税特別措置法における期限の定めが無くなり、「当分の間」延長されることとなった。

しかし、原料用途に課税されている諸外国の例はなく、一旦課税されれば事業環境の海外とのイコールフットィングにおいて著しい不利益を被ることとなる。そのため、揮発油税等の免税措置と合わせ、石油化学製品の製造用の引取りに係る石油製品（ナフサ等）とコークス製造用石炭の石油石炭税の免除・還付について、租税特別措置法ではなく、本則での恒久化を図るべきである。

4. 法人実効税率の見直し

わが国の法人実効税率は、国内産業の空洞化を回避、食い止めるための国の基本的な競争条件の一つであり、投資の活性化、経済成長の重要な要素である。段階的に引下げられてきたものの、いまだ主要国との比較では依然として高い水準にある。復興特別法人税の課税期間終了を待つことなく、国際水準である20%台半ばまで段階的に引下げていくべきである。

5. 移転価格税制の改善

- (1) 租税条約締結国との間での課税については、相互協議後の更正となるような制度化をすべきである。
- (2) 国外関連者に対する寄付金を移転価格税制の対象とすべきである。現行通りとするならば、少なくともその区分を明確にするべきである。
- (3) 相互協議が有効に行われるようアジア各国との間の体制整備をお願いしたい。
- (4) 独立企業間価格の算定方法にベリレーシオを採用すべきである。
- (5) 国税庁の参考事例集の整備充実を図っていただきたい。

6. 消費税の課税売上割合95%ルール完全適用

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除する制度に関して設けられた課税売上高による制限を撤廃し、大企業を含めた完全適用を強く要望する。

継続要望項目

1. グリーン投資減税の延長

平成24年度中あるいは平成25年度中に期限を迎える次の特別措置の延長を要望する。

- (1) 太陽光発電等の設備の初年度即時償却
- (2) 再生可能エネルギー導入拡大等に効果があると見込まれる設備等を導入した場合の30%特別償却
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の固定資産税課税基準の特別措置

2. 法人税における二重課税の排除

- (1) 受取配当金に対する二重課税の排除
 - ① 連結法人株式等及び関係法人株式等以外の株式等に係る受取配当の益金不算入額を100%にするよう要望する。
 - ② 特定利子控除制度も従来制度に戻すよう要望する。
- (2) 租税条約ネットワークの充実、拡大の加速により、親子間配当に係る源泉徴収を免除していくことを要望する。
- (3) 外国税額控除制度における繰越期間の3年から5年への延長を要望する。

3. 企業年金税制制度の見直し

少子・高齢化が進むわが国において、公的年金制度を補完するものとして、自助努力に基づく企業年金制度の役割の重要性が高まっている。これに対する税制面での措置として以下を要望する。

- (1) 退職年金積立金に対する特別法人税の廃止
現在、本制度は平成26年3月まで課税停止となっているが、本来、受給時点で課税が行われるべき年金に対し、その運用資産に課税する原則に合わない制度である。企業年金制度の安定運営のために、本制度の廃止を要望する。
- (2) 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ

4. 連結納税制度の整備

連結納税制度については、平成22年度税制改正において、グループ法人税制の新設を含めて一定の改善が図られたところである。さらに本制度を使いやすい制度とするため、次の措置を講ずることを要望する。

- (1) 事業税、住民税への拡充
- (2) 子会社の時価評価規定の廃止、または、少なくとも適格合併要件との均衡を図るべく対象外会社の要件の緩和(欠損金の持込制限要件も、これに合わせて緩和)

5. 組織再編税制の適用要件の緩和 (LLP)

- (1) 現行の組織再編税制は、共同新設分割による組織再編を行う場合、新設分割承継する者は「法人」に限られるため、仮に共同事業要件等を満たしていたとしても LLP は対象外となっている。現物出資の際に簿価での移転ができない等の弊害もある。
- (2) 化学業界では、コンビナートを通して近隣の会社との連携による事業の再編も選択肢として用意しているが、基本的な要件は満たしていても LLP に法人同様の優遇税制が得られないことは公平感を欠き、再編に向けた選択の幅を狭めるものである。こうした弊害を速やかに取り除くべく適用要件の緩和を強く要望する。

6. 税法と企業会計の調和

一般に公正妥当と認められる会計処理の基準によって求める期間損益の額は、法人税法においても尊重されており、実務を簡素にするという意味からも重要な意義を持つ。したがって、法人税法の改正にあたっては企業会計の基準を十分に尊重し、税法が企業会計とできる限り乖離することのないよう配慮されたく、以下の2点を要望する。

(1) 減損会計への対応

減損会計の導入に伴い計上される減損損失の損金算入

(2) 引当金繰入の損金算入

特に企業の財務、損益状態に与える影響が大きい賞与引当金及び退職給付引当金の計上について税務上も早期に認められたい。

7. 固定資産税負担の軽減

(1) 登録免許税の軽減延長

土地売買時の所有権移転登記について、本則税率 0.20%の 0.15%への軽減措置の延長を要望する。

(2) 償却資産税の廃止または軽減

国際的に見て一般的な制度とは言えない製造設備に対する償却資産税の廃止、あるいは少なくとも国税と同様の減価償却制度に基づいた課税とすることを要望する。

8. 減価償却制度の見直し

- (1) 減価償却制度における損金経理要件（法人税法 31 条 1 項）の撤廃
企業が会計基準を選定するにあたっての制約とならないよう、早期に損金経理要件の撤廃を要望する。
- (2) 一括償却資産制度の 3 年均等償却制度の廃止
少額減価償却資産の取得価額基準を 20 万円未満に戻し、一括償却資産の 3 年均等償却制度を廃止することを要望する。

新規要望項目

1. 振替社債の利子等の非居住者及び外国法人に対する非課税措置の恒久化

海外投資家が受け取る国内発行の振替社債の利子等について、平成 24 年度までの時限措置として非課税措置が導入されているが、海外からの投資資金の有効活用のため恒久化を要望する。

以 上